

## ターミナルホテルチェーン「宿泊約款」

(本約款の適用)

### 第1条

(1) 当ホテルの締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとします。

(2)当ホテルは、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

(宿泊引受けの拒絶)

第2条 当ホテルは、次の場合には、宿泊の引受けをお断りすることがあります。

(1)宿泊の申込がこの約款によらないものであるとき。

(2)満室(員)により客室の余裕がないとき。

(3)宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(4)宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき。

(5)宿泊に関し、特別の負担を求められたとき。

(6)天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。

(7)新潟県旅館業法施工条例第五条に規定する場合に該当するとき。

「法第五条第三号に規定する宿泊を拒むことのできる理由は、泥酔者等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき場合とする」

(氏名等の明告)

第3条 当ホテルは宿泊日に先立つ宿泊申込み(以下「宿泊予約の申込み」という)をお引受けした場合には、期限を定めて、その宿泊予約の申込者に対して次の事項の明告を求めることがあります。

(1)宿泊者の氏名、年齢、性別、国籍及び職業。

(2)その他当ホテルが必要と認めた事項。

(予約金)

### 第4条

(1)当ホテルでは宿泊予約の申込みをお引受けした場合に宿泊期間の全宿泊料金を予約金として、お支払いいただくことがあります。

(2)前項の予約金は次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し残額があれば返還します。

(予約の解除)

第5条

- (1)当ホテルは、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部又は一部を解除したときは別表「違約金申受規定」により、違約金を申受けます。ただし、団体客(15名以上)の一部について宿泊予約の解除があった場合には、宿泊日の10日前の日(その日より後に当ホテルが宿泊予約の申込みをお引受けした場合にはそのお引受けした日)における宿泊予定人数の10%にあたる人数(端数が出た場合には切り上げる)については、この限りではありません。
- (2)当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後10時(予定到着時刻の明示はされている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。
- (3)前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等の公共の運輸機関の不着又は遅延その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第1号の違約金はいただきません。

(当ホテルの契約解除権)

第6条

- ①当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。
- (1)第2条第3号から第8号までに該当することとなったとき。
- (2)第3条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。
- (3)第4条第1号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。
- ②当ホテルは、前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します。

(宿泊の登録)

第7条 宿泊者は、宿泊日当日ホテルのフロントデスクにおいて次の事項を当ホテルに登録して下さい。

- (1)第3条第1号の事項。
- (2)外国人にあつては、旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日。
- (3)出発日及び時刻。
- (4)その他当ホテルが必要と認めた事項。

(客室の使用時間)

第8条

①宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、14時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

②当ホテルは、前項の規定にかかわらず、使用時間を超えて客室の使用に応ずる場合があります。この場合においては、次に掲げるとおり追加料金を申受けます。

(1)客室1室の宿泊者1名の場合 1時間 800円(税別)

(2)客室1室の宿泊者2名の場合 1時間 1000円(税別)

(営業時間)

第9条 当ホテルのフロント・キャッシャー等サービスの営業時間は24時間とし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等でご案内いたします。

(料金の支払)

第10条

①料金の支払いは、通貨又は当ホテルが認めたクレジットカード若しくはクーポン券により、宿泊者がチェックインの時に当ホテルのフロントにおいてお支払いいただきます。ただし、小切手は取り扱っておりません。

②宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申受けます。

(利用規則遵守)

第11条 宿泊者は、当ホテル内において、当ホテルが定めた当ホテル内の提示した利用規則に従っていただきます。

(宿泊継続の拒絶)

第12条 当ホテルは、お引受けした宿泊期間中といえども、次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。

(1)第2条第3号から第8号までに該当することとなったとき。

(2)前条の利用規則に従わないとき。

(宿泊の責任)

第 13 条

①当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントデスクにおいて宿泊の登録を行ったとき、又は客室に入ったときのいずれか早いときに始まり、宿泊者が出発するため客室をあけたときに終わります。

②当ホテルの責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一、又は類似の条件による他宿泊施設を斡旋します。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。

③宿泊者が当ホテルの利用規則に従わないために発生した事故に関しては当ホテルはその責を負いません。

(宿泊客の責任)

第 14 条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

違約金申受規定

(1)一般客

イ：宿泊日の前日に解除した場合

宿泊者 1 人につきその宿泊第 1 日目の宿泊料金の 50%

ロ：宿泊日の当日に解除した場合(不泊の場合も同様)

宿泊者 1 人につきその宿泊第 1 日目の宿泊料金の 100%

(2)団体客

イ：宿泊日の 9 日前から宿泊日の 6 日前までに解除した場合

宿泊者 1 人につきその宿泊第 1 日目の宿泊料金の 20%

ロ：宿泊日の 5 日前から宿泊日の 2 日前までに解除した場合

宿泊者 1 人につきその宿泊第 1 日目の宿泊料金の 50%

ハ：宿泊日の前日に解除した場合

宿泊者 1 人につきその宿泊第 1 日目の宿泊料金の 80%

ニ：宿泊日の当日に解除した場合(不泊の場合も同様)

宿泊者 1 人につきその宿泊第 1 日目の宿泊料金の 100%